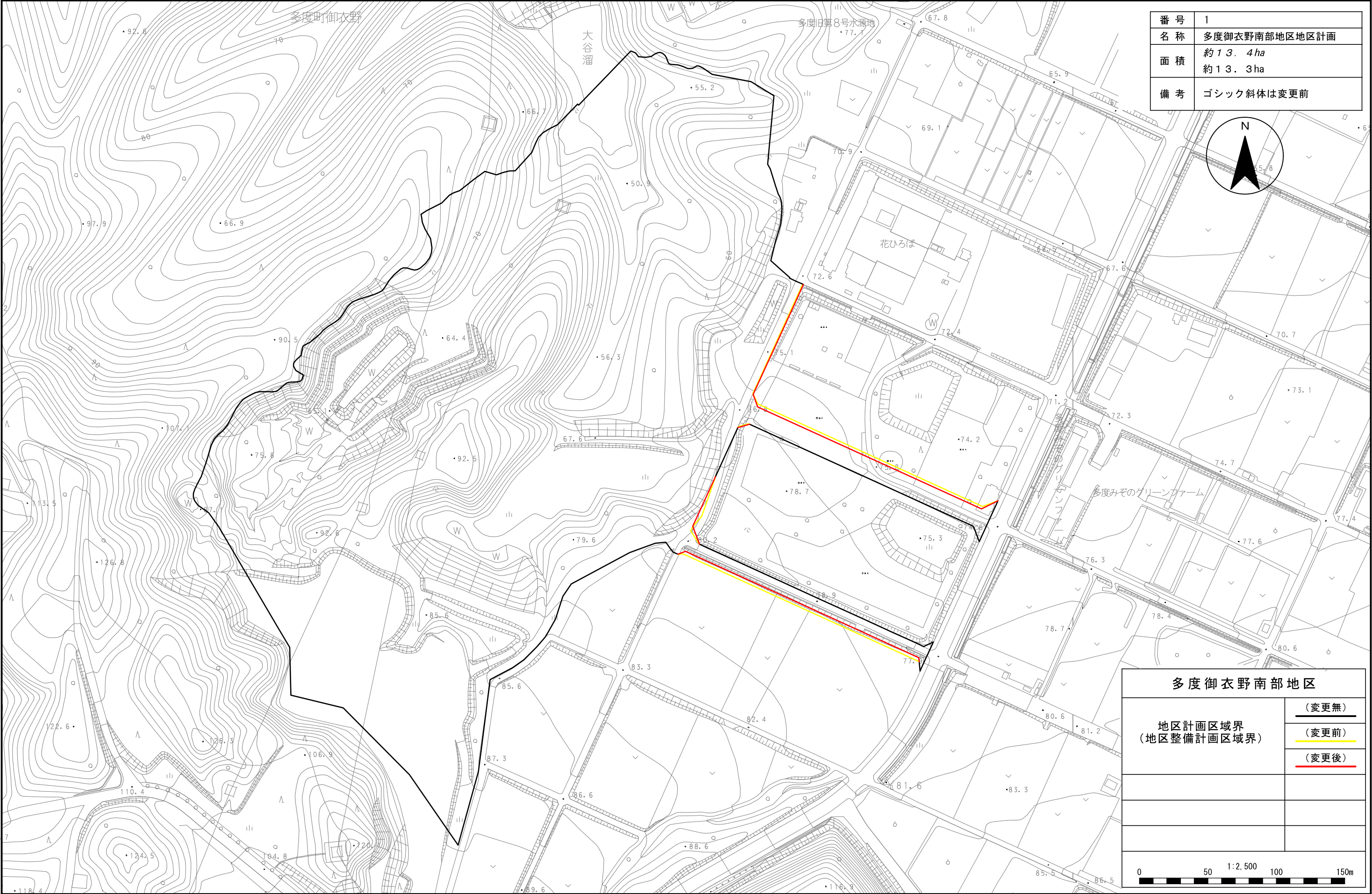
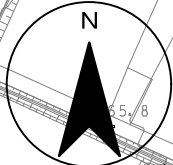


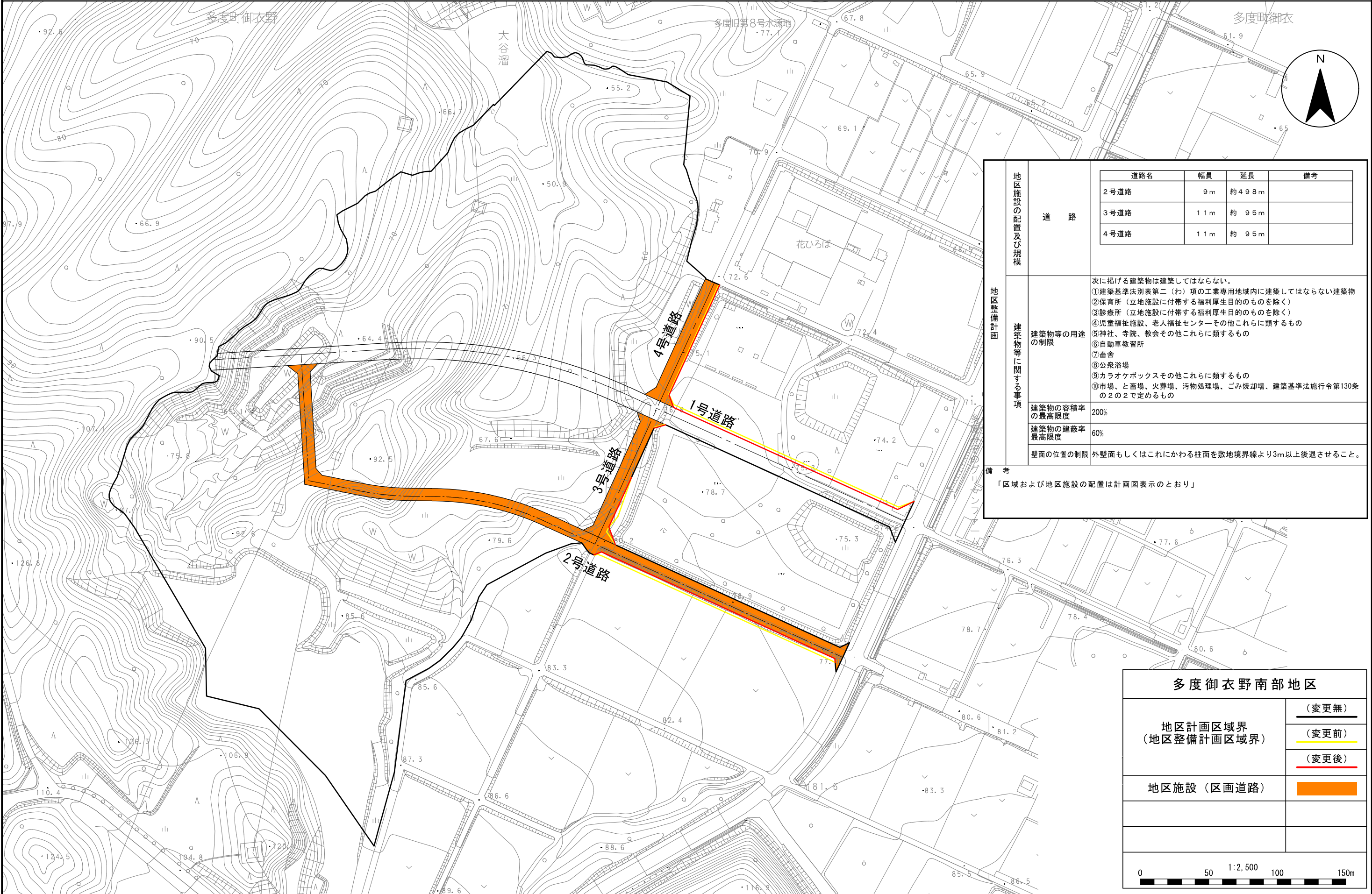
計 画 図 (地 区 計 画 区 域 図)

番 号	1
名 称	多度御衣野南部地区地区計画
面 積	約 1 3 . 4 ha 約 1 3 . 3 ha
備 考	ゴシック斜体は変更前



多度御衣野南部地区	
地区計画区域界 (地区整備計画区域界)	(変更無)
	(変更前)
	(変更後)
0 50 100 150m 1:2,500	

計 画 図（ 地 区 整 備 計 画 図 ）



地区施設の配置及び規模	道 路		道路名	幅員	延長	備考
			2号道路	9 m	約 4 9 8 m	
			3号道路	1 1 m	約 9 5 m	
			4号道路	1 1 m	約 9 5 m	
	地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 ①建築基準法別表第二（わ）項の工業専用地域内に建築してはならない建築物 ②保育所（立地施設に付帯する福利厚生目的のものを除く） ③診療所（立地施設に付帯する福利厚生目的のものを除く） ④児童福祉施設、老人福祉センターその他これらに類するもの ⑤神社、寺院、教会その他これらに類するもの ⑥自動車教習所 ⑦畜舎 ⑧公衆浴場 ⑨カラオケボックスその他これらに類するもの ⑩市場、と畜場、火葬場、汚物処理場、ごみ焼却場、建築基準法施行令第130条の2の2で定めるもの		
建築物の容積率の最高限度				200%		
建築物の建蔽率最高限度				60%		
壁面の位置の制限				外壁面もしくはこれにかわる柱面を敷地境界線より3m以上後退させること。		
備考						
「区域および地区施設の配置は計画図表示のとおり」						

多度御衣野南部地区	
地区計画区域界 (地区整備計画区域界)	(変更無)
	(変更前)
	(変更後)
地区施設 (区画道路)	
0 50 100 150m 1:2,500	